

市営住宅の目的外使用について

1. 公営住宅の目的外使用

国では公営住宅を本来の入居対象者の入居を阻害せず、適正かつ合理的な管理に支障のない範囲で、補助金適正化法に基づく大臣承認を得た上で目的外使用させることができるとしている。

2. 市営住宅における課題

1) エレベーターが設置されていない高層階の入居状況

入居率	1階	2階	3階	4階	5階	6階	合計
中高層全体	93.5%	89.5%	81.9%	72.4%	84.5%	66.7%	84.9%
E V なし	95.2%	86.9%	77.7%	63.5%	76.3%	—	81.7%

入居率は中高層タイプ（R5年3月31日現在）

2) 入居者の高齢化

65歳以上がいる世帯割合：H28 56.7% ⇒ R5 67.6%

3) 団地内でのコミュニティ活動の低下

団地内の自治会解散、団地内での活動の低下、管理人の担い手確保など

3. 課題への対応

1) 市営住宅の目的外使用の活用

⇒エレベーターのない高層階住居を対象とした目的外使用による入居

2) 団地内コミュニティ活動の醸成

⇒コミュニティ活動への参加を入居条件とした目的外使用

4. 事業の概要（案）

エレベーターのない団地における5階の空家対応として、大学生を対象に団地内でのコミュニティ活動への参加を条件とした目的外使用による入居を検討する。

- 1) 対象とする団地：旭団地の5階（3戸程度）
- 2) 想定する使用料：同団地の分位1相当額（15千円～17千円）
- 3) 入居資格・条件：大学生又は大学院生を対象とした、入居後は団地内での清掃や除雪活動のほか地域活動に可能かぎり参加できること。

5. 今後のスケジュール

令和5年12月 経済建設常任委員会報告

大学との協議

令和6年 3月 事業内容の決定、募集開始

4月以降 住戸修繕後に入居開始